

若草プロジェクト

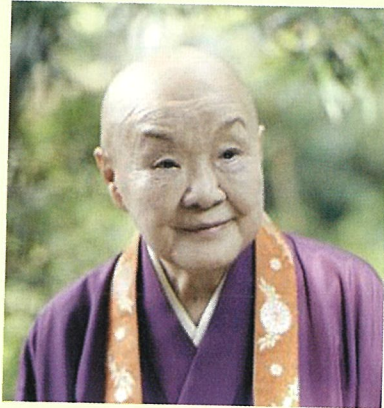
# 設立3周年 シンポジウム



2018年10月13日 土曜

開場12時30分  
開会13時30分～閉会16時50分

会場：青山学院大学青山キャンパス 17号館6階 本多記念国際会議場



若草プロジェクトの代表呼びかけ人と代表理事の村木厚子さんと大谷恭子さんが寂庵に来られ、私に代表呼びかけ人になれと話されてから早くも三年が経ちました。

豊かに見える日本で、今、貧困や虐待に打ちひしがれている若い女性やか弱い少女たちが沢山いるという現実について熱をこめて話されるのを聞き、私は胸が痛み、涙を止めることができませんでした。私の常々尊敬するお二人から、彼女たちのために安全な「居場所」を造り、少しでも彼女たちの生活に希望と幸福がよみがえるように尽くしたいという考えに、即、私も賛成して、私にも何か役に立つことをさせて欲しいと願いました。その結果、私も代表呼びかけ人の一人になり、お二人と共にこの仕事に心を尽くすことを誓いました。

かつての私のように、こういう不幸な若い女性や少女たちのいることを知らなかったあなたたちに一人でも多くこの運動に参加して頂きたいと心から願ってやみません。

どうかあなたさまのお力をお貸し下さい。一人でも多く不幸の泥沼から助け出してあげてください。

若草プロジェクト代表呼びかけ人

瀬戸内寂聴

## 登壇者プロフィール

### 桐野夏生（きりの なつお）

1951年金沢市生れ。93年『顔に降りかかる雨』で江戸川乱歩賞、98年『OUT』で日本推理作家協会賞、99年『柔らかな頬』で直木賞、2003年『グロテスク』で泉鏡花文学賞、04年『残虐記』で柴田錬三郎賞、05年『魂萌え!』で婦人公論文芸賞、08年『東京島』で谷崎潤一郎賞、09年『女神記』で紫式部文学賞、10年『ナニカアル』で島清恋愛文学賞、11年同作で読売文学賞を受賞。15年紫綬褒章受章。

### 村木厚子（むらき あつこ）

津田塾大学客員教授、元厚生労働事務次官。1955年高知県生まれ。1978年高知大学卒業。同年労働省（現厚生労働省）入省。

女性政策、障がい者政策などに携わり、2008年雇用均等・児童家庭局長、2012年社会・援護局長などを歴任。2013年7月から2015年10月まで厚生労働事務次官。現在は、津田塾大学客員教授、伊藤忠商事（株）社外取締役など。（著書）「あきらめない」（日経BP社）、「私は負けない」（中央公論新社）、「日本型組織の病を考える」（KADOKAWA）など。

### 瀬尾まなほ（せお まなほ）

1988年神戸市生れ。瀬戸内寂聴秘書。京都外国語大学卒。卒業と同時に寂庵に就職。3年目の2013年3月、長年勤めていたスタッフ4名が退職（寂庵春の革命）。66歳年の離れた瀬戸内寂聴の秘書となる。瀬戸内宛てに書いた手紙を褒めてもらったことにより、書く楽しさを知る。日々の奮闘を著した『おちゃめに100歳！寂聴さん』が話題となっている。若草プロジェクト理事。

## 若草プロジェクトの事業

2018. 10. 13

1

### (一社)若草プロジェクト



貧困、虐待、ネグレクト、DV、いじめ、性的搾取、薬物依存、育児ノイローゼ...社会の抱える様々な問題に翻弄され、苦しむ少女・若い女性たち。自分の問題が本当は何であるかも分からず、心の闇に小さな何か(SOS)を抱えながら生きる彼女たち。一見すると豊かな日本社会では、そんな彼女たちの「生きにくい」現状やその問題に対して、多くの偏見や誤解があり、十分な支援がなされていません。若草プロジェクトは、SOSを心に抱えた少女や若い女性たちと、彼女たちを支援する人たち(支援者)とをつなげ、支援を確実に届けます。

設立 2016年3月 住所 東京都千代田区神田須田町1-6 弓矢四国ビル4階 アリエ法律事務所内

#### 役員

代表理事	大谷 恭子	弁護士。日本女子大学非常勤講師
理事	村木 太郎	(公社)全国シルバー人材センター事業協会専務理事
同	遠藤 智子	(一社)社会的包摂サポートセンター事務局長
同	瀬尾 まなほ	瀬戸内寂聴秘書
同	牧田 史	弁護士

#### 代表呼びかけ人

瀬戸内 寂聴(作家、僧侶)  
村木 厚子(元厚生労働事務次官)

#### 呼びかけ人

千葉景子	日本更生保護女性連盟会長、元法務大臣	山田洋次	映画監督
小津博司	弁護士、元検事総長	菊地裕太郎	弁護士、日弁連会長
小室等	ミュージシャン	道浦母都子	歌人
上野千鶴子	(NPO)WAN理事長、東京大学名誉教授、	浅倉むつ子	早稲田大学教授
熊坂義裕	医師、(一社)社会的包摂サポートセンター代表理事	堂本暁子	前千葉県知事

## 若草プロジェクトの活動

つなぐ



1

少女たちと支援者をつなぐ  
支援者同士をつなぐ  
支援の現場と企業をつなぐ



LINEによる相談  
同行支援  
企業との協働

ひろめる



2

実状を社会にひろめる  
支援を少女たちにしらせる



シンポジウム  
広報活動

まなぶ



3

少女たちの実状を学ぶ  
信頼される大人になる



連続研修会  
支援マニュアル

### つなぐ

LINE相談 月・土 13:00~19:00 水 17:00~19:00  
(BONDプロジェクトに委託)  
相談件数(2017年度) 966件(うち同行支援 8件)

若草ハウス(2018年10月受け入れ開始)  
少女たちのためのシェルター・ステップハウス・シェアハウス

若草×服のチカラプロジェクト((株)ファーストリテイリングとの協働事業)  
・全国の少女たちを支援する施設にユニクロの肌着等を寄付  
初回は、子どもシェルター、婦人保護施設、DVシェルター、自立援助  
ホーム、更生保護施設等123施設。  
・Theory(関連ブランド)販売員のボランティアによるコーディネートと服のプ  
レゼント等のファッションイベント

若草メディカルサポート基金  
企業の寄付を基に、シェルター等に避難する少女たちのための医療的経費  
を補助  
(診断、妊娠検査薬、アフターピル等)

## ひろめる

シンポジウム 第1回(2016年10月、青山学院大学)  
第2回(2017年10月 龍谷大学)  
第3回(予定)(2018年10月13日 青山学院大学)

## まなぶ

「女の子たちの今」を知り「信頼される大人」になるための連続講座  
第1回(2016年8月 東京)「婦人保護施設を利用する 女性たちに起きたこと」  
第2回(12月 京都) 「AV被害について考える」  
第3回(2017年1月 東京)「保健室から見える貧困、虐待」  
第4回(4月 京都) 「性虐待から生き延びる」  
第5回(8月 東京) 「非行と少女」  
第6回(2018年1月 東京) 「少女たちが安心して『助けて』といえる社会に」  
第7回(6月 京都) 「少女たちの居場所」

## 若草プロジェクト支援マニュアル

- 若い女性たちの現状
- 分野別解説
- 支援事例と解説

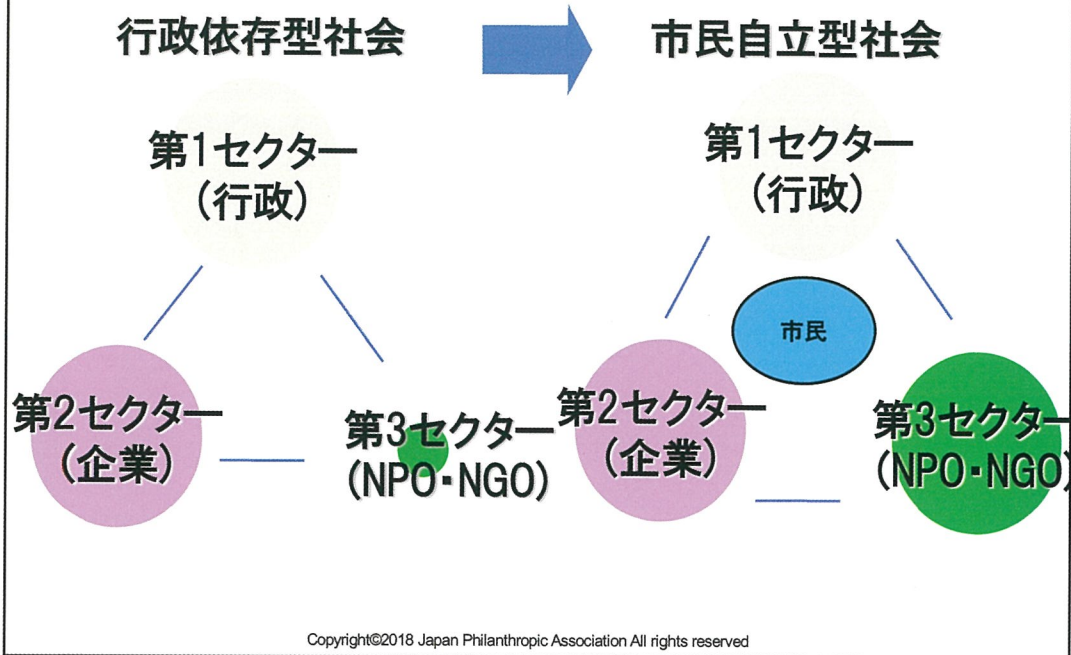


## \* 若草ハウス \*

- ・少女・若年女性の声を聞く中で、「居場所」の必要性を痛感
- ・公的な支援だけでは繋がれない少女・若年女性の存在  
→公的機関よりも、敷居の低い場所  
当事者のニーズに合わせて、短期から中・長期まで利用できる場所  
「生きる力」を蓄える場所

- ・日本財団の協力を得て、助成金により建設  
→10月より受け入れ開始
- ・場所や連絡先は非公開
- ・公的な制度を極力使わない方針のため、運営費用は、助成金や寄付が大半  
→金銭面での中・長期的な支援を得ることが課題
- ・「次の場所」に行くことが目標。次の場所は、人によって異なる。
- ・担当弁護士がついて、法律面でのサポートを行う
- ・今後は、医療サポートや、就労サポートなど、多角的な支援に広げていくことも目標にしている。そのためにも、より多くの支援者・企業と繋がっていきたい

## 社会システムの変化



## 必要なものは何か

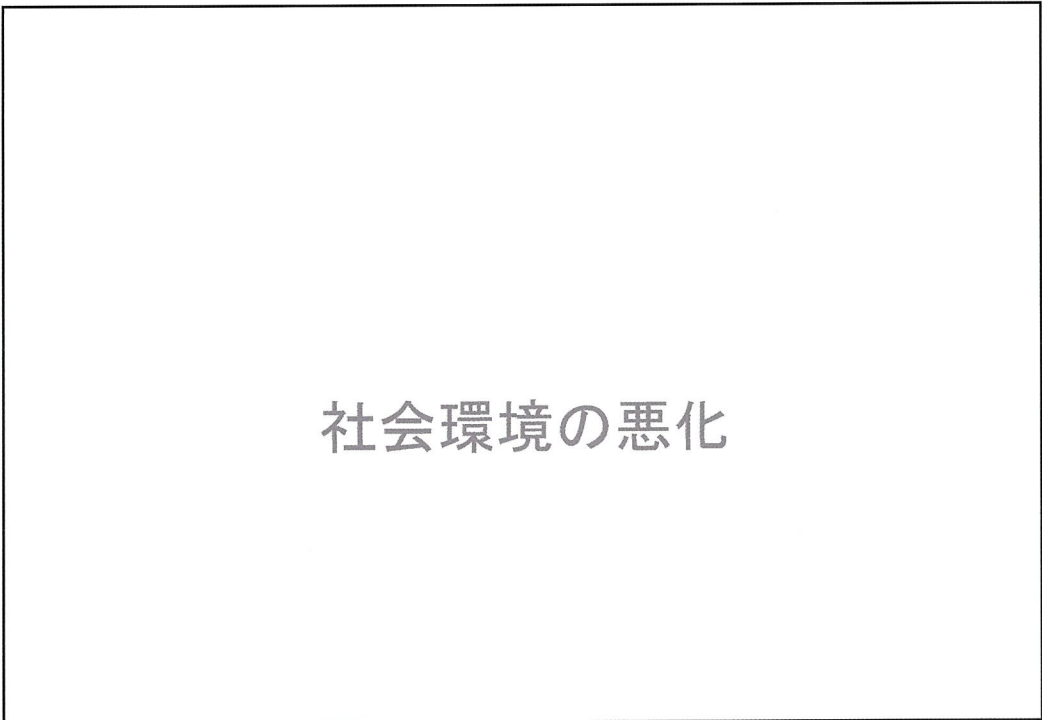
「安心できる居場所」

「味方」

「誇り」

大熊由紀子「誇り・味方・居場所 私の社会保障論」より

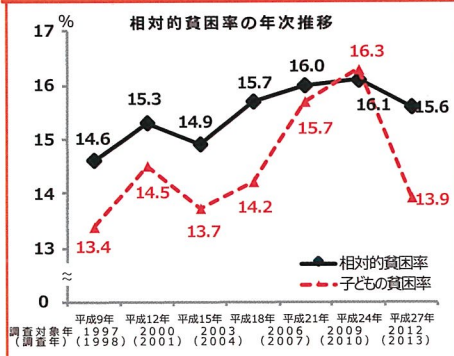
# 社会構造の悪化



## 社会環境の悪化

### 子供の貧困と貧困の連鎖

#### 子供の貧困率が上昇傾向にある



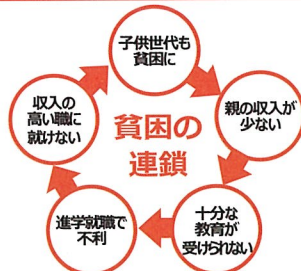
子供の貧困を放置すれば  
将来を支えるはずの子供が  
支えられる側に！！

#### 貧困の状況にある子供の進学率は比較的低い

全世帯の子供の現役大学等進学率	73.2%
生活保護世帯の大学等進学率	33.4%
ひとり親家庭の子の大学等進学率	41.6%
児童養護施設の子の高校卒業後進学率	23.3%

〔出所〕生活保護世帯の子は厚生省「社会・福祉局長後援調査」(平成27年4月1日)。  
児童養護施設の子については厚生省「雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ」(平成27年5月1日)。  
ひとり親家庭の子については平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)

#### 貧困の状況は次世代に連鎖する





## 少女たちに起きていること

幼い頃から父からの虐待を受け、母はうつ状態で自分には無関心。自宅にいられなくて繁華街をうろうろし、友達を誘って援助交際をしている。援交はさみしさを紛らわせたいから。「本当はうちにいたい」

街頭でスカウトされ芸能事務所だと思って行ったら、男性に囲まれて強姦場面を撮影された。動画はネットで有料視聴ができ、知り合いからもたくさんLINEが来た。

アルバイト先で知り合った彼が異常に嫉妬深くなり、電話に返事をしないとアパートに連れて行かれて殴られた。常に行動を監視されて実家にも帰らせてもらえない。「別れたら死ぬ」と言われている。

若草プロジェクト支援マニュアルの事例編より

## 性犯罪の現状

- 強姦 989件
- 強制わいせつ 10,020件
- 児童ポルノ事件の送致事件に係る児童数1,313人

(警察庁 平成28年)

## 検挙件数と被害者と被疑者の関係(平成27年)

- 強姦
  - 親族 5.3%
  - 面識あり 49.5%
  - 面識なし 45.2%
- 強制わいせつ
  - 親族 1.5%
  - 面識あり 26.5%
  - 面識なし 71.7%

## 性犯罪被害者の置かれている状況

(内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成27年3月))

- 異性から無理やり性交された経験の有無
  - あった 6.5%
- 加害者との関係
  - 配偶者・元配偶者 19.7%
  - 親・兄弟・それ以外の親戚 8.5%
  - 交際相手・元交際相手 28.2%
  - 職場・アルバイトの関係者 13.7%
  - 知人 4.3%
  - 全く知らない人 11.1%
  - その他13.7%

## 異性から無理やりに性交された被害の相談の状況

－相談した 31.6%

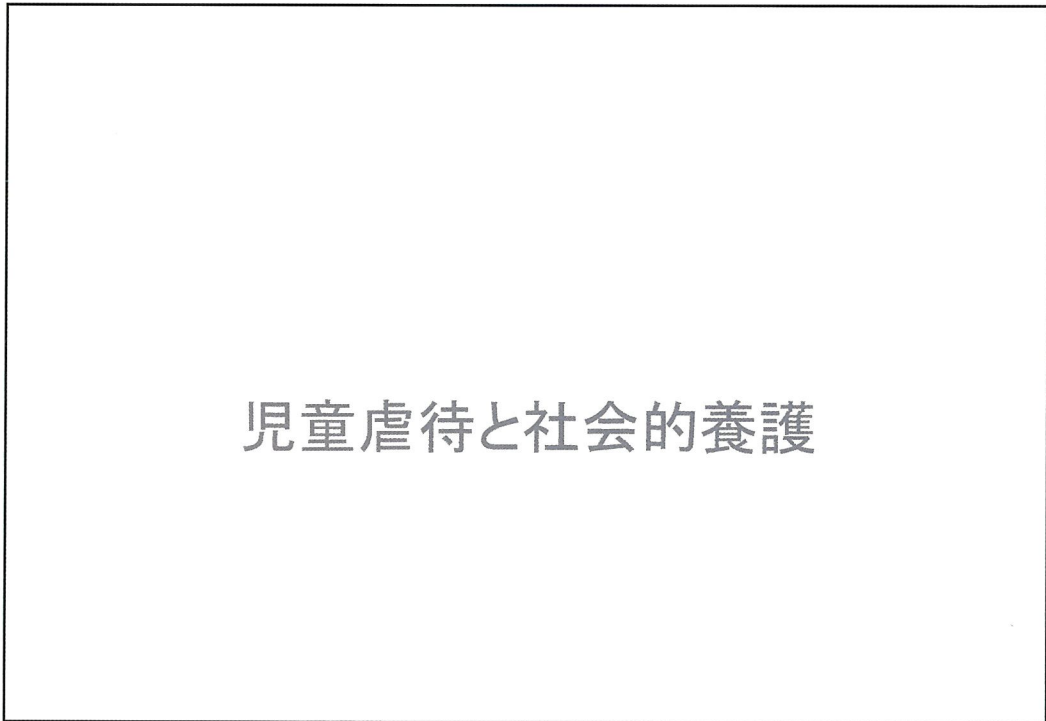
- ・友人・知人に相談した 22.2%
- ・家族や親戚に相談した 5.1%
- ・警察に連絡・相談した 4.3%

－相談しなかった 67.5%

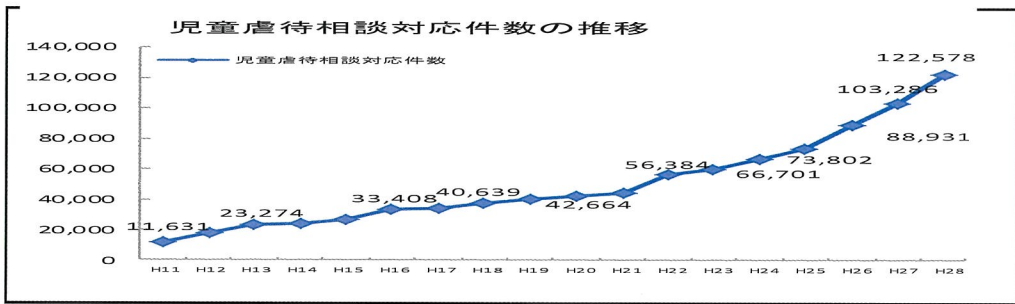
## 社会の環境変化(警察庁:平成28年)

- コミュニティーサイトを通じて児童ポルノ等の犯罪被害に遭った子供:1736人(過去最多)
  - －高校生51.0%
  - －中学生37.7%
  - －小学生 2.5%
- 自画撮り被害に遭った子供:480人
  - －中学生52.7%
  - －高校生39.2%
  - －小学生 5.8%

# 児童虐待と社会的養護



## 児童虐待相談の対応件数・相談内容・相談経路



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成28年度 (速報値)	31,927 (26.0%) (+3,306)	25,842 (21.1%) (+1,398)	1,622 (1.3%) (+101)	63,187 (51.5%) (+14,487)	122,578 (100.0%) (+19,292)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
28年度 (速報値)	9,539 (8%) (+662)	1,997 (2%) (-62)	17,428 (14%) (+13)	1,109 (1%) (+179)	7,673 (6%) (+537)	235 (0%) (-11)	202 (0%) (+10)	3,109 (3%) (+31)	1,772 (1%) (+47)	54,813 (45%) (+16,289)	8,851 (7%) (+668)	15,850 (13%) (+929)	122,578 (100%) (+19,292)

# 児童虐待の定義

児童虐待防止法においては、「児童虐待」を殴る、蹴るなどの身体的暴行や性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義している。

児童虐待防止法第2条において、「この法律において、『児童虐待』とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定され、同条第1～4号において、

- 1号 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2号 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3号 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4号 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

と4つの行為類型が規定された。

10

## 社会的養護の対象児童数

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親委託	家庭における養育を里親に委託			ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
	登録里親数	委託里親数	委託児童数		ホーム数	委託児童数
区分 (里親は 重複登録 有り)	養育里親	9,073世帯	3,180世帯	3,943人		313か所
	専門里親	689世帯	167世帯	202人		
	養子縁組里親	3,798世帯	309世帯	301人		
	親族里親	526世帯	513世帯	744人		
					ホーム数	313か所
					委託児童数	1,356人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	138か所	615か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定員	3,895人	32,605人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
現員	2,801人	26,449人	1,399人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
職員総数	4,793人	17,137人	1,165人	1,743人	2,080人	604人

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（平成29年3月末現在）  
 ※施設数\*、ホーム数（FH除く）、定員\*、現員\*、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）（\*乳児院・児童養護施設除く）  
 ※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（平成28年10月1日現在）  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ（平成28年3月1日現在）  
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	1,341か所
地域小規模児童養護施設	354か所

3

## 平成28年度 児童虐待相談対応の内訳

<b>相談対応件数</b> 122,575件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th></tr> <tr><td>42,664件</td><td>44,211件</td><td>56,384件</td><td>59,919件</td><td>66,701件</td><td>73,802件</td><td>88,931件</td><td>103,286件</td></tr> </table>	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42,664件	44,211件	56,384件	59,919件	66,701件	73,802件	88,931件	103,286件
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度										
42,664件	44,211件	56,384件	59,919件	66,701件	73,802件	88,931件	103,286件										
<b>一時保護</b> 20,175件 (16.5%)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th></tr> <tr><td>10,869件 (25.5%)</td><td>10,682件 (24.2%)</td><td>12,673件 (22.5%)</td><td>13,251件 (22.1%)</td><td>14,891件 (22.3%)</td><td>15,487件 (21.0%)</td><td>16,816件 (18.9%)</td><td>17,801件 (17.2%)</td></tr> </table>	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	10,869件 (25.5%)	10,682件 (24.2%)	12,673件 (22.5%)	13,251件 (22.1%)	14,891件 (22.3%)	15,487件 (21.0%)	16,816件 (18.9%)	17,801件 (17.2%)
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度										
10,869件 (25.5%)	10,682件 (24.2%)	12,673件 (22.5%)	13,251件 (22.1%)	14,891件 (22.3%)	15,487件 (21.0%)	16,816件 (18.9%)	17,801件 (17.2%)										
<b>施設入所等</b> 4,845件 (4.0%)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th></tr> <tr><td>4,162件 (9.8%)</td><td>4,031件 (9.1%)</td><td>4,436件 (7.9%)</td><td>4,499件 (7.5%)</td><td>4,496件 (6.7%)</td><td>4,465件 (6.0%)</td><td>4,785件 (5.4%)</td><td>4,570件 (4.4%)</td></tr> </table>	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	4,162件 (9.8%)	4,031件 (9.1%)	4,436件 (7.9%)	4,499件 (7.5%)	4,496件 (6.7%)	4,465件 (6.0%)	4,785件 (5.4%)	4,570件 (4.4%)
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度										
4,162件 (9.8%)	4,031件 (9.1%)	4,436件 (7.9%)	4,499件 (7.5%)	4,496件 (6.7%)	4,465件 (6.0%)	4,785件 (5.4%)	4,570件 (4.4%)										

内訳			
児童養護施設 2,651人	乳児院 773人	里親委託等 568人	その他施設 853人

20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563人	2,456人	2,580人	2,697人	679人	643人	728人	719人	282人	312人	389人	439人	638人	620人	739人	650人
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597人	2,571人	2,685人	2,536人	747人	715人	785人	753人	429人	390人	537人	464人	723人	789人	778人	817人

○ 平成28年度の児福法第28条措置 承認件数 237件  
 平成28年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 11,285件

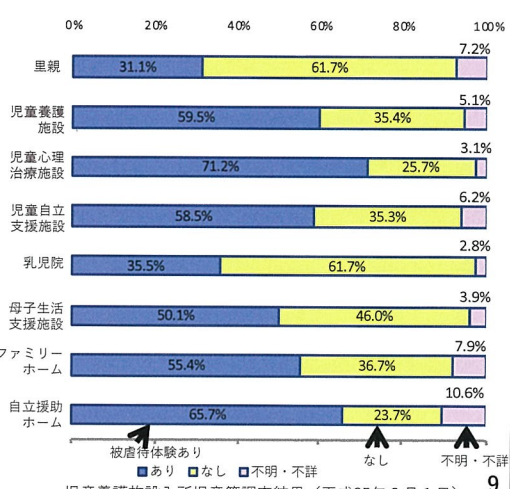
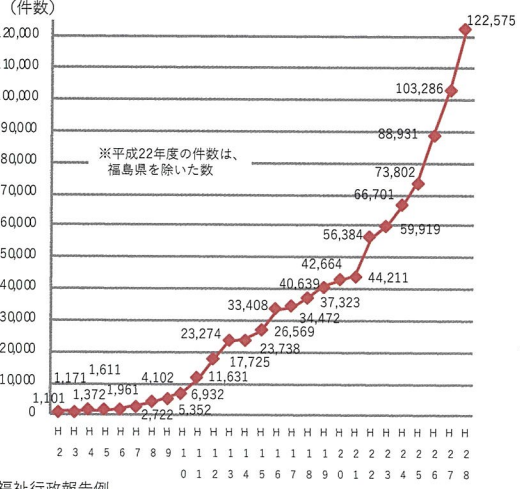
※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数、施設入所等件数、児福法第28条措置承認件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

## 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、**児童虐待防止対策の一層の強化**とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、**社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。**

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成28年度には約10.5倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約3割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は、虐待を受けている。



## 被虐待児童への自立支援

○ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

### (1) 親子関係再構築支援

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県(児童相談所)が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。(児童虐待防止法)(★)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。(児童虐待防止法)

### (2) 里親委託等の推進

- 里親支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(★)
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。(児童福祉法)(★)
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(★)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

### (3) 18歳以上の者に対する支援の継続

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。(児童福祉法・児童虐待防止法)
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。(児童福祉法)(★)
  - ※ 現行は、20歳未満の児童養護施設退所者等が対象。
  - ※ 併せて、施設入所等措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討。

14

## 支援が必要な子ほど繋がらない

(bondプロジェクトの資料より)

- ▼情報を知らなかった
- ▼危害を加えたり利用する大人ではない大人(安全な大人)との繋がりがなかった
- ▼人間不信、大人不信  
→否定される、理解してもらえない、受け入れてもらえない、見捨てられたくない、親や学校や友達にバレてしまう(これまでの経験より)
- ▼自分だけかと思っていた→とてもじゃないけど言えない  
みんなそうかと思っていた→当たり前のことだから言う必要がない
- ▼自己肯定感が低い  
→自分が悪い、自分なんか相談してはいけない、もっと辛い思いをしている人がいる、自分なんてどうなってもいい
- ▼親を悪者(または犯罪者)にしたくない、迷惑をかけたくない、悲しませたくない
- ▼役所、相談先などに親族や知り合いがいる(地方の子に多い)

## どんな支援が必要か

### どんな支援が必要か

#### ほしかった支援(若草プロジェクト支援マニュアルより)

- もっと早く支援があったら
- 検索しても適切な情報がない
- 「怒らないで聞くよ」と窓口に明示してほしい
- 繁華街でキャッチやナンパの人に話しかけてもらえるのがうれしかった
- 大学でも、部活でも性暴力に遭う
- リベンジポルノ被害にも遭う
- 自分が悪いと思いきまされていた
- 一緒に考えてくれる人がいたら
- 家と学校、会社以外の居場所が必要



## 相談支援に必要なこと

- 「相談できる」と伝える。
- 尊厳を大事にできるアクセスしやすい相談・支援機関を創る。
- 回復にかかる時間を寄り添う
- 支援者のネットワーク(縦割りにしない)  
(ワンストップの窓口とプロによるコーディネート)

### 「4つの基本的視点」と「3つの支援のかたち」(生活困窮者支援)

#### 4つの基本的視点

##### ○自立と尊厳

すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならない。人々の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いは、生活支援が依拠すべき最大のよりどころであり、こうした意欲や想いに寄り添ってこそ効果的な支援がすすめられる。

##### ○つながりの再構築

生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことは難しい。一人一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができることは、自立に向けて足を踏み出すための条件である。新たな生活支援体系は、地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を兼ね、孤立している人々が地域社会の一員として暮らせ、多様なつながりを再生・創造できることを目指す。そのつながりこそ人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。

##### ○子ども・若者の未来

生活困窮の結果、子どもたちが深く傷つき、若者たちが自らの努力では如何ともしがたい壁の前で人生をあきらめることがあってはならない。それはこの国の未来を開く力を大きく損なうことになる。生活支援体系は、次世代が可能なきざり公平な条件で人生のスタートを切ることができるように、その条件形成を目指す。

##### ○信頼による支え合い

新しい生活支援の体系は、自立を支え合う仕組みであり、社会の協力で自助を可能にする制度である。したがってここでは、まず制度に対する国民の信頼が不可欠となる。制度に対する国民の信頼を強めるため、生活保護制度についての情報を広く提供し理解を広げつつ、信頼を損なうような制度運用の実態があればこれを是正していく必要がある。

#### 3つの支援のかたち

##### ○包括的・個別的な支援

尊厳ある自立に向けた支援は、心身の不調、知識や技能の欠落、家族の問題、家計の破綻、将来展望の喪失など、多様な問題群に包括的に対処すべきものである。いわゆる縦割り行政を超えて、地域において多様なサービスが連携し、できる限り一括して提供される条件が必要である。他方において、自立を困難にしている要因群は、その人ごとに異なったかたちで複合している。生活困窮者それぞれの事情や想いに寄り添いつつ、問題の打開を図る個別的な支援をおこなうべきである。

##### ○早期的・継続的な支援

職を失うなどして生活困窮に陥り、社会とのつながりを弱めた時、できるだけ早期に対処することが支援の効果を高める。生活困窮者が、引きこもりなどで地域社会から見えにくくなったり、窓口相談にやってくる気力を失っていたりすることもふまえて、訪問型も含めた早期対応が図られることが大切である。

##### ○分権的・創造的な支援

個々人の事情と段階に応じ、想いに寄り添った支援は、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業、民生委員・児童委員その他様々なインフォーマルな支援組織など、民間の柔軟で多様な取組が活かされ、国や自治体がこれらをサポートし支えることで可能になる。すでに地域ごとに多様な民間団体が活動を展開しており、その達成は新たな生活支援体系においても継承されていくべきである。

# 厚生労働省の取り組みについて

若草プロジェクト設立3周年記念シンポジウム

## 座間市における事件の再発防止策等について

平成30年10月13日

厚生労働省 大臣官房参事官(自殺対策担当)  
宮原 真太郎

### 今日お話しする項目

1. 自殺の現況と自殺対策の枠組み
2. 座間市の事件の再発防止策
  - (1) SNSを活用した相談対応の強化
  - (2) SOSの出し方に関する教育
  - (3) その他
3. 「我が事」としての自殺対策

1